

ネットワーク流通の促進に関する私見

(1 趣旨、2 対象のコンテンツ、3 処理される権利等、4 法令)

1 趣旨

(1) 前提となるべき問題の所在

ア ネット流通の障害

デジタル・コンテンツをネット流通させることの必要性については、我が国の高い情報通信環境をいかした新しいコンテンツ・ビジネスの創出が期待されている。

この流通が進まない原因としては、

- ① ビジネスモデルが成立していないこと
- ② 違法コンテンツが氾濫していること
- ③ コンテンツの権利処理が煩雑なこと

があげられる¹。

デジタル・コンテンツをネット流通させるために必要な要素は、権利処理に関する法的構成だけではない。促進を唱え法的構成を提言するものの共通した考えは、これが要素の一部にすぎず、これ以上に配分ルールの形成、コンテンツのメタデータ化、ビジネスモデルの成立が必要であるというものではなかろうか（別紙1「デジタル・コンテンツ流通を促進する要素」）。

イ 放送番組の特性

音楽について、すでにネットに流通している状況が認められ、これについて問題はない。映画については、いわゆるワンチャンス主義によっていることからネット配信に伴う権利処理について概ね問題はない。放送番組については、ネット配信をも含めた契約が形成されていなかった過去の状況から権利処理に大きな負担が生じている²。

以上の前提状況は、ほぼ共通の認識と考えてよいであろう。

流通障害の原因③は、ほとんど労力と時間すなわちコストの問題であるところ、特に放送番組の場合にこのコストに見合うネット配信からの収入が見込めないことから、放送事業者による番組のネット配信が行われない状況が指摘されるところであった（NHKの一部番組の配信が行われつつある）。放送事業者等コンテンツホルダーにとって収益が確保されるコンテンツのネット配信を含む二次的利用は、現に行われ、かつコンテンツホルダーがこれを拒否するところではないという指摘もある。

¹ 平成20年11月27日知的財産戦略本部（11/24本部決定）『デジタル・ネットワーク時代における知財制度の在り方について（報告）』1頁「コンテンツ流通促進方策」

² 前注1) 4頁

流通の障害原因③の権利処理が簡易化することによって、収益のハードルが下がりネット配信を含む二次的利用が促進される蓋然性はあるものの、これが新しいコンテンツビジネスを創出するとまで言えるのであろうかについて検討が必要である。

ウ 新しいコンテンツ・ビジネスの創出

日本の情報通信環境が高度であり既に社会的インフラとして機能しうる状況にあって、日本のコンテンツが全世界に評価され一定の需要が見込める可能性があることから新しいコンテンツビジネスの創出が期待されている。また、適法ネット配信ビジネスを構築することによって現在の②の違法配信を牽制し、適法な著作物の利用環境を創成することができる。そこでネットワーク流通を促進するためには、③の問題を解消又は是正することを検討するとともに、これと並行して権利者、利用者及び関係機関が検討・協議をして①の原因を解消すべく新しいコンテンツビジネスのモデルを示すべきである。

(2) ビジネスモデルが先か権利処理が先か

放送コンテンツのネット流通に関し、2つの対立した見解が生じているように思える。1つは、先にビジネスモデルの構築を先行させて、その提示に対応し権利処理を行うという見解である。他は、コンテンツ産業は我が国の国際競争力のある産業であるところインターネット上におけるデジタル・コンテンツの流通の促進は、我が国の喫緊の課題であるというもので、それがためにネット流通の障害原因となっている法制度を改革しなければならないというものである。これらの見解は、需要（ビジネスモデル）が先か、供給側の権利処理が先かというものでいわば卵が先か鶏が先かの言い方である。

権利処理を先行すべしという論者から、制度改革を含め権利処理の簡易化がもたらす新しいビジネスモデルとその投資の可能性を示すことによってさらにその政策の正統性の1つを示すことになるのではなかろうか³。特に権利処理の簡易化にともなうコストの低減がもたらすビジネスチャンスの具体的可能性を示すことが求められる。

一方、需要を先行すべしという論者も、権利処理が簡易化されることがあるのならば、事前にこの制度を検討することが求められる。どちらが先ではなくて前述（1）ウのとおり同時並行的に検討されるべきである。

(3) コンテンツホルダーにネット提供義務を課すことの危険性

権利処理を簡易化することによって新たなコンテンツの需要が生じたとしても、このことによって現在の著作権法上の諸権利者にネット配信義務や配信を許諾する義務（許諾応諾義務）を課すことがあってはならない。権利処理のコストをコンテンツホルダーに負わせることについては、提示されているいかなる制度においても共通であ

³ 前注1) 報告の検討において、ビジネスモデルの検討は行われていない（平成20年12月25日文化審議会著作権分科会法制小委員会による知的財産戦略推進事務局の説明、同議事録）。

る。ネット配信業者がコンテンツのネット配信（利用）許諾契約を申し込むとこれに対しコンテンツホルダーが応諾しなければならないという義務を認めることになるならば、実質的にコンテンツのネット配信利用に関する対価を権利者が決定することができなくなる。コストを掛けてネットに流通しうる権利処理を行い（いわば流通しうる商品に加工すること）、コンテンツ利用の対価は、ネット配信者が決定するという事態を招来する。これが公正な取引というべきでないことは明らかである。

(4) 協議会の提言の範囲

ネット上においてデジタル・コンテンツを流通させることをテーゼとした場合に、権利処理を簡易化することは促進の1つの要素となりうるものの、より重要な要素は、ネット配信業者（放送事業者又はこの関係会社による直接の送信という場合も考えられる）による新規ビジネスの構築というべきである。これが促進の最大の要素ということになる⁴。権利処理と新規ビジネスモデルを図示すると以下の3つのフェーズによってネット配信が行われ、ユーザにコンテンツが届くということになる。

ア 第1フェーズ 権利処理

重疊的に存在する権利を第一次利用者が権利管理することが容易になるように一元化などの手法によって取りまとめることをいう。諸権利者に第二次的利用の報酬を配分することを含む概念である。現時点まで論じられてきたデジタル・コンテンツ流通の促進に関する構想は主にこのフェーズにおける構造を提言するものである。ネット権を設定して諸権利を報酬請求権化するというのもこのフェーズの権利処理をいうもので、後述第3の私のガイドライン方式による法的構成も主にこのフェーズのことを考えているものである。

イ 第2フェーズ 権利管理

第一次利用者が二次利用者にコンテンツの利用を許諾（正確には許諾契約だけではなく、支分権の譲渡・出版決定契約などもありうる）する業務が必要になる。

放送事業者に例を取るならば、自ら二次的利用をすることは、第二次的利用者を兼ねる場合であり、コンテンツサービスプロバイダに自動公衆送信の許諾契約を締結するなどがこれにあたる。この権利管理は、コンテンツの所在を示すデータベース、利用条件の公開・契約締結・使用料支払いの方法等をシステムとして構築して第二次利用を容易に行いうることが考えられてくるだろう。これを可能にするための第1フェーズの、権利処理の後に来る構成においては、大きな差異がないのではないかと考えている。ここでの問題は、第一次利用と二次利用間のライセンスビジ

⁴ 小塚莊一郎『デジタル・コンテンツ法のパラダイム』「デジタルコンテンツ法制を論ずる視点」（2008年 財団法人知的財産研究所）22頁は、コンテンツの流通促進という政策的課題が設定されていることは、他国に見られない独自の特長であるといい、さらにこの流通促進に法制度の問題ではなく、第一義的には、ビジネスモデルの問題であると言い切っている。

ネスを誰が行うかではなからうか。放送事業者に例をとるならば、各局ごと、民放連一括、その他の権利管理団体などが考えられ、また信託型著作権等管理事業者となるか、信託法の受託者によるか、任意の方法によるかなどの選択がありうる。この意味における権利管理は、投資、経営判断が主であって、当協議会が法的構成として提言する必要まではないと考える。第1フェーズで示すことになる権利処理の提言が第2フェーズにつながるものであることを示すことでよいと考えている。

ウ 第3フェーズ マルチユース

促進に関する提言がマルチユースにつながらなければならない。このマルチユースが日本の文化、経済に大きく貢献するということができるからである。このマルチユースは、第二次利用者によって考え出されるビジネスモデルによって完成するものであって、最終利用者（ユーザ）たる公衆は、この利用の利便性を問うことになる。権利者から公衆（ユーザ）への一連の流れは最終的にユーザに受け入れられる全体構成になっていなければならないのである。この意味において、当協議会が主に提言する第1フェーズの権利処理の法的構成は、ビジネスモデルの構築しやすいもの、ユーザの利用しやすいものにならないといけないという利用者側（第二次利用者と公衆）の要請を考察することになるだろう。翻案・改変の可能なビジネスモデルにするという要請はこの問題の一つである。この点を視野に入れてつつ当協議会は提言をまとめる。

当協議会において、主に第1フェーズの権利処理について考察するものである。後述の「コンテンツ権利者が自主的に創るガイドライン方式による法的構成」はこれを示すものである。まずこれを固めてさらに必要がある場合に第2フェーズ、第3フェーズに考察を進めることが肝要であると考えている。

次に示す検討事項は、前掲の3つのフェーズに分けている（重複する問題もあるのだが主にどのフェーズの問題であるかを示す）。

エ 検討事項

1 趣旨	} 第1フェーズ	10 海賊版排除等	} 第2フェーズ
2 対象のコンテンツ		11 ADR	
3 処理される権利等		12 不明権利者等の対処	} 第1フェーズ
4 法令	13 権利処理促進規定		
5 登録等	} 第2フェーズ	14 一般的権利制限規定	} 第2フェーズ
6 データ管理システム		15 著作者人格権	
7 管理事業	} 第3フェーズ	16 国際条約	} 第1フェーズ
8 私的利用			
9 DRM			

この16項目は、これまで提言等として出された促進案を対比することによって導き出された検討項目である。これを一通り検討することによって、協議会が提言すべき法的構成（特に第1フェーズの権利処理に関する構成）を導き出せる（別紙3「デジタル・コンテンツ流通促進に関する法的構成の対比」）。

(5) 著作権法によるモデル契約方式による提言私案（趣旨）

ア 概要

私見のモデル契約の方式による提案は、デジタル・コンテンツに関する著作者・著作権者、著作隣接権者の著作権法上の諸権利をそのまま残し、第一次利用者（通常は、著作者、著作隣接権者である）が著作物に関する諸権利（次項「2 対象コンテンツ」にて示す）に関して第二次以降の利用（以下単に二次的利用という）についての権利処理を契約によって行い、利用を促進しうる前提環境（第一次利用者が単独で二次的利用を決定しうる地位）を作るもので、この第一次利用者と諸権利者間の権利処理を権利者（団体）間の協議によって作られるモデル契約とガイドラインによって形成するものである。

これを放送番組を例にして示すと次のとおりである。

イ 放送番組の場合

(ア) 第一次利用者

モデル契約方式による場合、この第一次利用者は、厳格に確定しておく必要はない。理論的には、種々の番組製作関係者のいずれでもこれにあたりうる。契約によって権利処理の集中をだれにするかは契約当事者間において自由に決められるからである。しかし、第一次利用者は、著作者、番組に関する諸権利者に、二次的利用の契約で定まる使用料の配分を行い、二次的利用の適格性を判断してライセンス契約等の利用に関する契約を締結することになるから、通常は、局製作番組については、放送事業者がこれにあたることになるであろう。局製作外の番組では製作会社がこれにあたることも考えられる。

第一次利用者に関連して著作権法等の改正は必要ないものと思料する。

(イ) 諸権利者

放送番組はジャンル別に諸権利者が異なることになる。一番複雑な放送番組は、映画の著作物に該当するところのドラマであってこれに関する諸権利者は、原作、脚本、音楽、実演、レコードなどの権利者であり主要な権利団体等と合意が形成さ

れるであろう⁵。この団体等に組織されていない権利者についてもモデル契約によって定められた配分率を暫定的に適用し、異議がない場合に配分を行うことになる。

ドキュメント、ニュース番組などをネット流通の対象としてあらかじめモデル契約を策定するかについては、十分な検討を要するところである（二次的利用の可能性があるかを検討する）。これを対象とするときには、実演家の範囲とこの団体としての受け皿があらかじめ定まるようにしておかなければならない。

スポーツ番組については、重要なネット流通コンテンツとなることが予想される。この番組に関する諸権利者については、ニュース番組と同様の問題に加え、スポーツ団体等との合意が求められるところであるが、国際的スポーツ団体は、テレビ放送とネット配信を別に許諾することがあり、また包括的に許諾する場合であってもネット配信を含む場合の許諾料は高額になることが予想される。これをネット配信業者等が負担することは当然である。この状況は、同時再送信についても同様である。

（ウ） 権利処理

放送番組のすべての諸権利者との間において第一次利用者が権利の譲渡を受け又は二次的利用に関する許諾を得ているときには、この処理情報を後述の放送コンテンツ情報管理システムに登録（この場合の登録は法令等により公示・公信力等の法的効力を取得するものではなく、単にシステムにアップロードして、コンテンツの所在とその利用条件を一定範囲の者に開示するための手順をいう。第一次利用者がシステムに諸情報をアップロードすることになる。）することをもって足りる。

しかし、現実には、番組ごとに二次的利用の権利処理を完了していない。そこで、この契約実務を支援するためにジャンル別モデル契約をあらかじめ作っておいて、第一次利用者は、これによって諸情報を入力することになる。

これに入力された二次的利用の条件及び使用料の配分率は、暫定的に適用され異議申出の一定期間経過後に確定的な条件、配分額となるもので、これは管理システムによって自動的に通知、決済される。異議申出があり管理手続内において確定するまでの間は、配分が留保される。ここに確定的とは、管理システムの処理手続内においていうものであって、製作関係者、諸権利者が管理手続内の諸方策を取らず又はその後であっても、いわゆる既判力等の法的効果はないことから、一般民事訴訟手続によって権利行使をすることが可能である。したがって、モデル契約・開示・二次利用・異議・ADR・管理手続内確定・配分という流れは全体として紛争解決機能を有するものであることを認識しなければならない。

この方法による場合、作成関係者、諸権利者又は権利を主張する第三者（たとえば、管理システムに権利者として入力された原作者が冒認著作者であり、自分が真

⁵ NHK は昨年末からネット配信に対処するため主要権利者団体等と団体間協定によるネット配信配分率を定めている。

の著作者であると主張する者)が一般民事訴訟において権利行使をすることを防止することはできない。これは一見短所のように思えるが、いわば業界慣行の形成とこれによる社会的なシステムとコンピュータシステムによる管理システムによって、二次的利用を円滑に行い、著作権法の枠の中で大きな改正を行わず、最小の社会的負担で、大きな効果をあげようとする場合に、若干のデメリットは、あえて甘受すべきではなかろうか⁶。

(エ) 利用促進の前提環境

モデル契約構想は、ネットワーク流通に著作物を提供する前提環境を提供するものである。権利処理スキームにおける基本的構想は、最低限の前提を提供するものであり、この発展形態によっては種々の構想につながる。

① 自社ネット配信事業

モデル契約構想を最もプリミティブな形で実施するスキームである。現在放送事業者が視聴者の需要に対応して個別に権利処理をしたうえで自らネット配信を含む二次的利用を行う事業に、モデル契約構想を適用する。H20年12月からのNHKによる「NHK オンデマンド」と同種の事業に対応するものである。これは各放送事業者ごとに第一次利用者、二次的利用、番組のジャンル、契約モデル、二次的配分率、管理システム、ADRを想定することになる。このメリットは、個別的な需要に対応して臨機に二次的利用に移りうるということである。しかし、これによって大きな市場を形成することは難しいように思われ、モデル契約構想を事業として実現化するインセンティブは小さい。このスキームは、次のライセンス事業スキーム等に発展して行くための初期的なステップとと見るべきである。おそらくこの事業スキームはNHKの後、民放各局も自社番組をネット配信する事業を拡大して行くことになるのであろう。この場合に、モデル契約による権利処理を履践しているならば、容易に事業化が計れ、次のスキームに移行することができることになる。

このスキームの段階であっても、管理システム設置コストの最小化、団体間協議の一元化、ADR運営の正当性の確保等を取得するためには、モデル契約構想の具現化は、できるだけ1つにまとまることが望ましい。放送事業者が将来のネッ

⁶ このわずかのデメリットを回避するために著作権法のパラダイムを変換すべきであるという考えが出現している。デジタル・コンテンツに関して著作権法に大きなパラダイムの変換を求める考えは、どうしても二次的利用を著作者・著作権者側の判断から切り離して、法による義務化(ネット法構想によるネット権者の許諾応諾義務)や国レベルの機関による管理事業に移すこと(デジタル・コンテンツ法構造による国レベルの機関・団体による法の運用)を求めることになる。ネット送信産業の拡大を国是とする日本独自の産業政策の帰結なのであろう。この国是は、著作物の利用のイニシアティブを著作者・著作権者の側から利用者・ネット送信事業者の側に転換するパラダイムの変換である。モデル契約による構想は著作者・著作権者に私法上の権利行使を残すというデメリットがあるとしても、この方がなお社会的には安全のような気がする。著作物は思想表現を具現化した無体物であり、文芸、学術、言論、報道にかかわる。利用のイニシアティブを著作者・著作権者側に留めていることをネット社会においては利用者側に変更されるべきであるという国民の法意識や法理は見出せない。

ト配信による事業化を拡大する場合にもこの一元化が有効になることが想定される。プリミティブな形の実施段階にあってもこの点の考察なく多くの事業スキームが成立することになると、実質上発展的スキームに移ることはできないことになる。

この場合にあらかじめ調査・検討しておくべきことは、一元化・統合化と独占禁止法の問題である。管理システムを一元化し管理団体（企業）が著作権等管理事業法の適用を受けることも考察しておかなければならない⁷。

② ネット配信事業者ライセンス事業

①の自社ネット配信事業から次のステップであるネット配信事業者へ権利処理をした放送番組のデジタル・コンテンツを提供することが考えられる。この提供は、第一次利用者たる放送事業者がその権利の行使として行なうものであるから、第一義的には放送事業者の判断に委ねられることになる。自社ネット配信事業に止まる選択をすることを基本的には許されるべきである。

諸権利者がネット配信を当該放送事業者に限定するか、ネット配信事業者への提供（許諾）を可とするか又は当該放送事業者の義務とするかによって、本事業スキームへの提供が決定づけられることになる。モデル契約の内容としては、第一次利用者が二次的利用によって共同利益を最大化する善管注意義務を負うという程度にすべきであって、どのネット配信業者を選択するか、ユーザからの収益をどのように取得するか、翻案の可否など利用の範囲をどこまで認めるかなどを含め著作者・著作権者側が権利を行使することができるようにすべきである。

ネット配信事業者ライセンス事業を考察する理由は以下のとおりである。

「我が国の情報通信環境は世界最高水準と言われており、このような環境を生かした新しいビジネスモデルの創出が期待されている⁸。」「このままでは、日本のネットビジネスやコンテンツビジネスは外資の餌食になってしまう⁹。」「インターネット上におけるデジタル・コンテンツの促進は、我が国の喫緊の課題でありま

⁷ 放送事業者が自らの著作権・著作隣接権を他者に許諾する場合に、著作権等管理事業者となるべき必要性はないのだが、一元化・統合化された管理団体は、他者の権利を管理することになるのであって、一任型の許諾事業を行なうことを想定する場合には著作権等管理事業者の登録が必須となる。また、放送番組の二次的利用を確実にするためには、これに含まれる諸権利を処理する地位が求められることになる。これを円滑に行なうためには、放送事業者の権利とともにたとえばクラシカルオーサラーの権利管理を行なう管理事業者が要請されることになる。かかる管理事業者が可能であるかについてあらかじめ検討しておくことが求められ、現行法上問題があるとすれば、著作権等管理事業法の改正が必要になる。想定される具体的な問題は、放送番組に利用（複製・翻案）されている限りにおいて諸権利者の著作権（自動公衆送信権・翻案）を管理する管理事業を行なうにつき諸権利者から直接委託を受けず、モデル契約上の放送事業者への管理委託委任条項を根拠にこれを行なうことは適法であるかである。

⁸ 知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知的制度専門調査会『デジタル・ネット時代における知的制度の在り方について（報告）』1頁（平成20年11月27日、本部決定平成20年12月24日）

⁹ 中山信弘のデジタル・コンテンツ利用促進協議会の設立総会における会長発言
<http://itopro.nikkeibp.jp/article/NEWS/20080911/314582/>

す¹⁰。」というネット・コンテンツビジネス環境の視点があることから、『知的財産推進計画 2007』において、「デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール」についての検討と、その結果を踏まえた「最先端デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等」の整備について、2年以内（すなわち 2009 年まで）の実現を要請した¹¹。これを受けて、文化審議会著作権分科会でも、「デジタルコンテンツ流通促進法制」が課題として取り上げられ、検討が進められている¹²。また、自由民主党政務調査会において「昨今のスピードの速い国際競争の下で我が国のコンテンツ産業を早急に拡大していくためには、契約による対応を待つだけでは時機を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考える¹³。」という報告がなされるに至っている。これは、我が国独自のコンテンツの流通促進という政策課題（「国是」）となってしまう¹⁴。著作権分科会における検討において具体的な流通促進法制又はこれと対抗しうる具体的な契約ルールによる流通促進制度の構築に着手しうる提言をまとめられない場合には、政治的判断によって「ネット流通促進法」を制定するという動きにつながる可能性がある。

かかる状況の中で、モデル契約によるネット流通促進を具体的に示すことができない時には、著作権法以外の法制による、諸権利の報酬請求権化や強制的許諾を含めた「ネット流通促進」が提言され制定されることになりかねない¹⁵。これは、著作者の人権・人格権にも及び著作権者の財産権に直接影響を与える大改革であって（他に外国法制は見られない）、著作権法関係条約の侵害にもなりかねないこととなる¹⁶。勿論、この「国是」が正しいかについて議論の余地はあるものまずは、放送事業者と諸権利者が「デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、…契約ルール」（前掲『知的財産推進計画 2007』は、この検討の余地を残しつつ、対応を呼びかけている）による方法を検討すべきであった。昨年 12 月 24 日知的財

¹⁰ デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム「ネット法構想」の「はじめに」
<http://www.digitalcontent-forum.com/>

¹¹ 知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2007』89 頁（平成 19 年 5 月 31 日）

¹² 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成 20 年度・中間まとめ』2 頁～10 頁（平成 20 年 10 月 1 日）

¹³ 自由民主党政務調査会・知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」中間論点整理

¹⁴ 前掲注 4)

¹⁵ これは「デジタルコンテンツ法」、「ネット法」に限られない、中山信弘を中心に前掲注 9) の協議会が平成 21 年 1 月 9 日提言を公表した。これは、不明の点が多いので整理しにくいところであるが、第一次利用者を「法定事業者」として、これに利用応諾義務に近いものを課すように思える。

¹⁶ 相澤英孝他 2 名「デジタル・コンテンツの流通促進のための法制度の整備と国際条約上の規律」L&T45 巻 45 頁（2008 年）にネット法上のネット権者に許諾義務を負わすこと、著作権法上の許諾権を報酬請求権化することはベルヌ条約 9 条の 2 等の国際著作権関連条約に違反しないという見解が示されている。

また、中山信弘は、著作権分科会においてサンクシヨンのない著作権関係・国際条約については、国際法立法にあたって厳格に解する要はないという発言をしている。フェアユースについても同様の見解を示すところについて、小泉直樹「権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入論について」コピーライト 572 巻（2008 年 12 月）

産戦略本部が本部決定した『デジタル・ネットワーク時代における知的制度の在り方について（報告）¹⁷』には、以下のように記載されている。

「まずは、これらの課題について契約が円滑に行われるような取組の促進を図るべきである。具体的には、集中管理が進んでいない分野において権利者団体等が主導して権利の集中管理を進めることや、関係省庁の支援の下、ネット上の利用に関する契約ルールが確立されていない分野においては、コンテンツの特性に応じた標準的な許諾条件を契約ルールとして定めることなど、契約による権利処理を一層促進するための取組を早急に進めることが必要である。加えて、放送事業者に対しては、政策段階においてその後の利用を含めた契約を行うよう自主的な努力を促すべきである。これらの取組を通じて、様々な権利処理が円滑に行われるような権利の集中管理態勢の整備が望まれる。」

この現況の中で放送事業者及び諸権利者がモデル契約によるネット流通をいかなるポジションで考察すべきかが問われる。①の自社ネット配信事業のためだけにモデル契約構想を提言としてまとめることのリアクションは、論ずるまでもない。少なくとも②ネット配信事業者ライセンス事業スキームをも想定に入れ、構想を具体的提言としてとりまとめなければならない。

③ マルチユースサービス・複合的サービス事業

①自社ネット配信事業、②ネット配信事業者ライセンス事業の発展形態として、単にコンテンツをネット配信するに止まらず、修正（翻案）加工して新たなコンテンツとした上でネットを介してサービスを提供することが考え出される。想定されるところは（ビジネスモデルとして収支が調うかについて検証している者はない）、ドラマの中国語化・英語化等、ドラマの要約及び要約と通常バージョンのユーザ選択サービスなどである。いずれも、ネット配信スキームの第3フェーズにおいて放送事業者又はネット配信サービス事業者による新たなビジネスモデルの構築によるものであるから、当協議会の検討範囲を超えるものである。

権利処理の第1フェーズであらかじめ考えておかなければならないところは、これらのサービスには翻案の権利処理の他著作者から同一性保持権不行使特約の同意を取り付けておいて、モデル契約においてこの処理を確認しておかなければならないかである。

②ネット配信事業者ライセンス事業、③マルチユースサービス事業のさらなる発展形態として、複数の放送事業者の番組を複合して新たなサービスとしてネットで提供することが想定される。ビジネス情報番組、教育番組、ニュース番組などが考えられる（ビジネスモデルとして収支が調うかについて検証している者はない）。

¹⁷ 前掲注8) 6頁

この事業も③マルチユースサービスと同じモデル契約の事前の処理が求められる。さらに、この事業は、複数放送事業者のコンテンツにつき一事業者の管理によって行われることになることからコンフリクトの問題を検討することが求められる。モデル契約方式のガイドラインにその規範を導入することになるであろう。

ウ モデル契約によって形成される契約関係

すでに所々で示したところから理解されるとおり、モデル契約は、多数当事者による種々の権利処理を行なうものであって、第一次利用者に、自ら利用し又は第三者（ネット送信事業者又は著作権等管理事業者、信託会社が想起される）に利用の許諾あるいは権利の譲渡を行なうことができる法的地位を付与する。

モデル契約は、これに関係する当事者、権利者団体等の自主的規則というべきガイドライン、権利処理内容たる配分率の開示・通知、これに対する異議制度と自主的紛争解決機関というべきADR（後述）によってその効力が担保されることになる。個別の番組ごとにモデル契約によらず契約書を作成し種々の権利処理を行なうことも可能であるが、管理システムに登録（アップロード）するためには、システムに合致したフォーマットに対応した諸事項を含むものとしなければならない。

以上の関係を図示したものが、本書末尾に添付する（別紙4「構成とステップ」）。

エ モデル契約による問題点

モデル契約構想による権利処理の問題点は、アウトサイダーに拘束力を持たないということである。さらに厳密に考察するならば、第一次利用と諸権利者間の法律関係の形成を権利者団体の協議参加によってガイドラインを策定する方法で行って、諸権利者に拘束力を持たせられるかという問題もある。後者は権利者団体の内部規則等で確実にしなければならないところではあるが、そもそも団体の規則等による規律をもってその構成員の私的な権利関係をどこまで処分しうるかの問題である。

したがって、この構想による権利処理は、ガイドライン・モデル契約によって業界慣行を形成し、さらに事実上モデル契約の内容に収斂して行くことを内容とする。ここにアウトサイダーも異議を出さないということによって、権利処理を完了（この手続内における一応の確定）し、配分を行うものである。

上記拘束力の問題は充分検討し、また立法的対応（たとえば著作権法65条と同趣旨の規定を導入すること）の要否についても考察をすべきである。

オ 将来のコンテンツ・過去のコンテンツ

これまでの記述は、第一次利用者が将来のコンテンツ完成と同時にモデル契約（その他一般の契約）によって形成される契約関係によってネットワーク流通を可能にすることを前提にしたものである。しかし、モデル契約、ガイドライン・管理シス

テムによる契約関係の形成には、過去のコンテンツであって契約関係（ネット配信を含む二次利用にともなう使用料の配分）が定まっていないもの（不明のものも含まれよう）についてもあてはまると考える。過去のコンテンツについては、将来のコンテンツに関する実施状況を検証したうえで、ガイドライン、モデル契約等の修正を経て、管理システムに登録することが肝要である。過去のコンテンツについては既にそれぞれの時点における契約書が存在し、これが登録フォーマットに合致しないものもありうる。この場合の対処について検討を要する。過去コンテンツは、団体間協議と合意によって形成される業界慣行としての性質を有するガイドラインによって律せられるところではなかったのであるから、この方式による実施後一定期間の後に、業界コンセンサスを得た状況を確認して実施に移すことになる。これは第一次利用者の多大なかつ高度な法的判断を含む事務によって実施される場所である。これを実施する範囲については、自社ネット配信によって又はライセンスビジネスによって、採算のとりうるコンテンツということにならざるを得ない。

2 対象コンテンツ

全てのコンテンツを対象とすることができるが、音楽については、ネット流通に新たな制度を設定して促進する必要はないのではないか。映画については、既にネット配信に対応しうる権利の集中がほぼ完了しているというべきで、モデル契約をあてはめて新たな配信ルールを形成するまでの状況にないように思われる。

放送番組について対象コンテンツとする事業モデルを検討し、その実施を検証した上で更に対象コンテンツの拡大を計るかを考察すべきである。

3 処理される権利

モデル契約による本提言は、コンテンツごとの契約関係の形成を促進することによってネット流通を含む二次的利用を確実にして行くものであることから、基本的には著作権法上の債権契約・物権契約の規範に則るものとして考察されなければならないが、その他の権利や法的地位を含めて処理することができる特徴を有する。以下のものが考察される。

(1) 著作権法の権利

著作権、著作者人格権のうち名誉声望にかかわらない範囲の不行使特約等の合意によって処理される範囲の権利、及び著作隣接権が処理の対象となる。実演家の人格権は、そもそも要件が名誉声望を害される改変を対象とする権利であることから（これは一般的人格権の名誉権の要件と同じである）、契約によって処分することができる権利でないように思われる。若干の検討を要するところである。

(2) パブリシティの権利

判例上認められた財産権である。著作権法上の著作権に準じて処理される権利に含ましめることができる。

パブリシティの権利の成立要件、保護期間について実定法による確定がないから、モデル契約上の扱いを検討することを要する。

(3) 債権的請求権

放送番組の特性の一つとして、債権的権利の処理が求められることがある。ドキュメント番組、歴史物の解説番組などにおいて、債権的合意に基づいて撮影の許諾を得て番組を構成することがある。例えば、神社仏閣の撮影、著作権法上の保護期間が経過した美術品等の撮影である。この許諾は、放送に限定して行われることが多く、ネット配信に供することになると、知的財産権法上の差止請求権の対象にはならないが、放送に限定していたことから、債権的合意によって差止請求権が肯定されないとも限らない。そこで、放送事業者は、かかる債権的合意を要する場合に、将来のネット配信提供に備えて、債権的合意の内容を検討しておく必要がある。このうえで、モデル契約、配分モデルにおいてこの合意の趣旨に沿った処理を行なうことになる。

スポーツ実況番組についても債権的権利の処理が求められる。スポーツの競技展開はそれ自体、著作物でも著作隣接権を生じる実演でもない。競技展開を放送する許諾は本来知的財産法の排他的請求権の許諾という性質を有しないところ、競技主催者と放送事業者の債権的契約に基づいて放送がなされていることになる。この競技主催者の債権的請求権（競技を放送することによる対価を請求する権利と合意に基づく範囲を超える影像等の利用を禁止する請求権がその中核となる）についてもモデル契約の一類型として設定しておいて、この処理をすることが求められる。

(4) 商標権

影像の利用に際して、登録商標が複製、送信されることがあっても、これは商標法上の利用に該当せず、何ら商標権上の問題を生じない。処理される権利に含ましめる要はない。

(5) 意匠権

動画コンテンツの利用に際して、商品等の意匠が複製・送信されることがあっても、意匠法上の問題に生じない。処理される権利に含ましめる要はない¹⁸。

¹⁸ そもそも商標権・意匠権を含めて処理される権利とするという見解は、ネット法構想によって示されていたところである。同法の構成によっても本文同旨の理由からこれらの権利を処理する場面は考えられないのではないか。ネット法は、著作権法から切り離し、著作権法上の権利以外のものを包括して権利処理することを示さなければならないことがあって、商標権、意匠権までも持ち出さざるを得なかったのではないか。

(6) 肖像権

写り込みの対象となった肖像権を処理の対象とすることは適当でない。肖像権は一般的人格権の一つであるところから、これを取引の対象とする法律構成は妥当しないし、実務上かかる処理慣行にない。放送番組に利用することの理解のうえで承諾を得て肖像を撮影する場合に、これをネット配信することの可否は、それぞれの肖像と他の動画影像等との関係において定まるものではないか。例えば、報道目的に撮影された肖像は、放送として報道し、ネット配信もまた報道としての意義を有するときにこの肖像の送信は適法になる。これを超えて相当期間経過後に肖像を利用することは許されるべきではない。第一次利用者がこの判断をすべきであって、配分ルールによってその後の利用が正当化されることはない¹⁹。処理される権利に含ましめるべきではないと考える。

4 法令

関係する法令は、著作権法と著作権等管理事業法及びこの施行政・省令である。新たな法令を要しない。著作権法等の改正等についての検討を要するところは、下記のとおりである。

(1) 業界慣行を形成した契約内容による許諾条件（配分率を含む）の推定の規定の導入
前述 1（5）エに関係するところである。私見は導入不要である。

(2)② 著作権法に 65 条と同趣旨の規定の導入

放送番組など多数の権利者が関わるコンテンツでは、一部の反対者のためにコンテンツが全体として利用できない場合が想定される。この事態を避けるため、共有著作権の行使（65 条）と同様、複数の権利者が関わるコンテンツの権利者についても、「正当な理由」がない限りコンテンツの利用に反対できないこととすべきであるという意見がある（前田理事意見）。

(3) 著作権等管理事業法に包括的権利管理事業規定の導入
前述前掲注 7)に解説したところである。

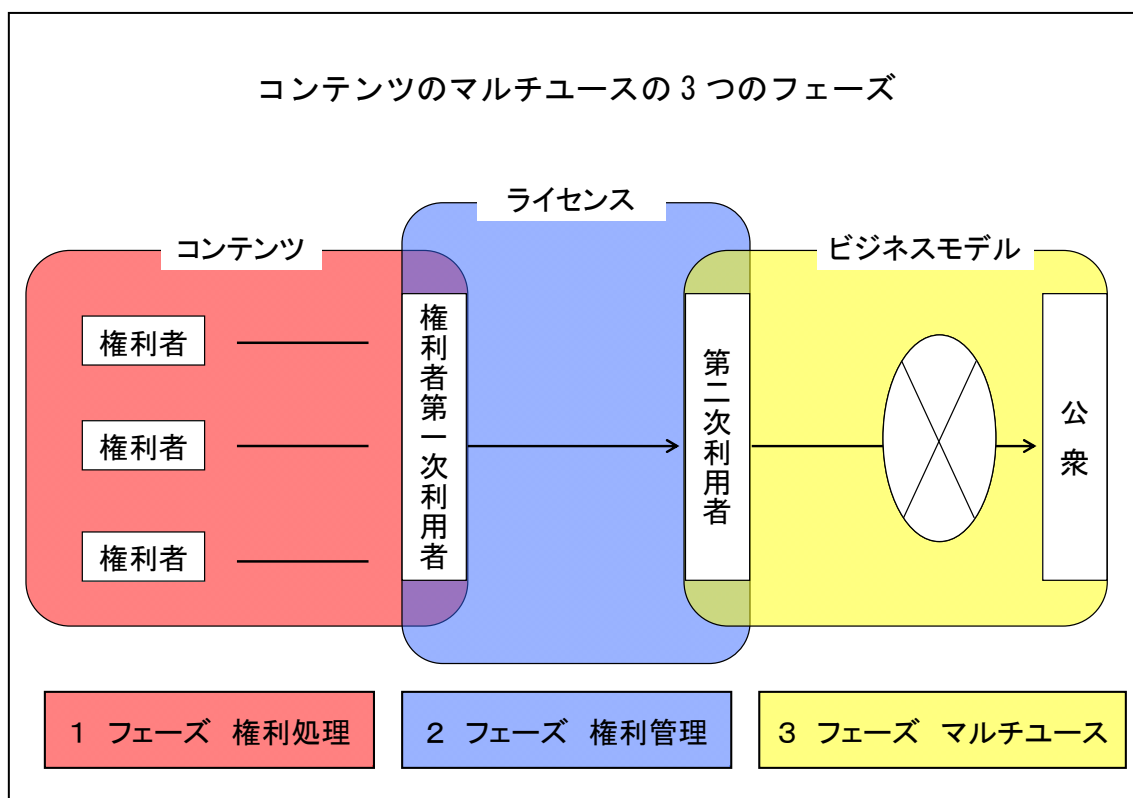
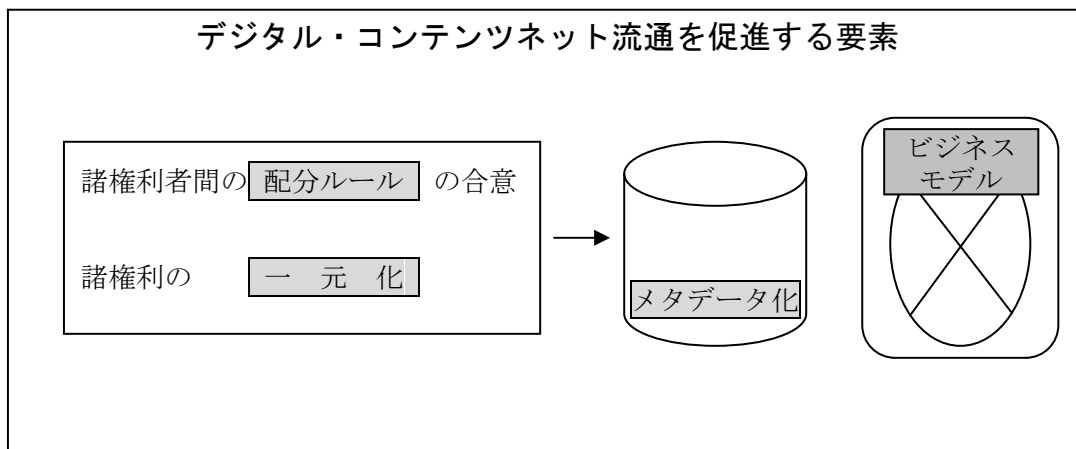
(4) 同一性保持権不行使特約規定の導入

前述のとおり、本構想に基づく事業形態が前述③マルチユースサービス・複合的サービス事業に及ぶことを想定するならば、モデル契約条項にこの不行使特約条項が入れられることになる。この特約の有効性の範囲を確立するために新たに規定を設ける

¹⁹ ネット法構想において、肖像権が処理される権利に含まれるという考えが示されている。立法によっても肖像権の利用を配分ルールによって正当化することはできないのではないか。これも著作権法上の権利以外のものの包括処理の要請によってあえて含むものとしたのではないか。

かを検討すべきである。

なお、同一性保持権の要件（20条1項）及びその一般的権利規定（20条2項4号）の検討は、ネット流通固有の問題ではないから検討外とする。



デジタル・コンテンツ流通促進に関する法律構成の対比

別紙(3)

平成21年1月21日 松田 政行

方法論	特性	1 趣旨	2 対象のコンテンツ	3 処理される権利等	4 法令	5 登録等	6 データ管理システム
		著作権法の枠を残し、条約に反しないように 商業的利用 についてだけ別枠を設ける 著作権者の登録により、デジタル・コンテンツ法の適用を受けるコンテンツになる 二次的利用の対価を政令で定める	全てのデジタルコンテンツ の商業的利用を対象とする	著作権、著作隣接権、肖像権、パブリシティ権、氏名権	新法「 デジタルコンテンツ法 」を立法する 諸権利者への 配分ルール を政令で定める	コンテンツの権利者が 登録機関 に登録して新法の適用を受ける 登録されたコンテンツは新法の適用、登録されないものは著作権法の適用となる	コンテンツ、権利関係、利用の条件をデータ化した データ管理システム が必要である
		「放送事業者等」(注4)にインターネット上の流通に関する権利を付与する(ネット権による一元化) 著作権、著作隣接権者は、ネット権者に対するインターネット上の利用に関する二次的利用配分請求権を有する(報酬請求権化)。 ネット流通の利用を促進するための「 フェアユース 」規定を導入する	映画、放送、音楽 を対象にするが、その他のコンテンツに関するネット権設定を妨げるものではない	著作権、著作隣接権 写り込みの対象となった権利としての 肖像権、商標権、意匠権、パブリシティ権 等が含まれる	新法「 ネット法 」を立法する 放送事業者等に ネット権を設定 放送事業者等は ネット許諾義務 を負う 権利者への配分はネット権者に 収益配分義務 を定めることによって、公正な配分を行わせる	新法によって 自動的にネット権一元化 と報酬請求権化が生じるので、登録等の手続きは要するものではない	ネット権による一元化の段階において 管理システム を規定する 必要はない であろう 利用を促進するためには、放送事業者等がネット流通に提供する条件等をデータ管理するシステムが求められるのではないか
		デジタル・コンテンツに関する著作者・著作権者、著作隣接権者の 著作権法上の諸権利 をそのまま残し、 第一次利用者が著作物に関する諸権利に関して二次的利用についての権利処理を契約によって行い 、利用を促進しうる前提環境(第一次利用者が単独で二次的利用を決定しうる地位)を作るもので、第一次利用者と諸権利者間の権利処理を権利者(団体)間の協議によって作られる モデル契約とガイドライン によって形成するものである。	全てのコンテンツを対象 とすることができるが、まず、ネット流通が求められている放送について考察する(よって本表において主に放送、放送事業者として記述する)	著作権・著作隣接権・パブリシティ権 さらに個別契約で定まる 債権的権利 の処理も可能となる 商標権、意匠権は実務上処理の必要性がない 写り込みは本質的問題ではない 肖像権等を対象とするも、モデル契約やガイドラインの公表で処理を進めるべきではない個別処理を要す	現行の 著作権法 による諸権利の処理及び配分は契約によって行う 検討を要する規定 ①契約条件推定規定 ②著作権法65条同趣旨の規定 ③著作権等管理事業法包括的権利管理事業規定 ④同一性保持権不行使特約規定	放送事業者が自らの放送コンテンツを一括管理することになる 登録等の手続きは不要 である放送事業者ごと又は全局一元の処理が考えられる	モデル契約による権利処理の段階において管理システムは必須ではない 諸権利者が処理内容を把握するために 情報を限定開示するシステム が求められるのではないかと 権利者団体のデータベースとリンクして「 メタデータ化 」(注5)することが可能となる

7 管理事業	8 私的利用	9 DRM	10 海賊版排除等	11 ADR	12 不明権利者等の対処	13 権利処理促進規定
デジタルコンテンツ法を運用する 国レベルの機関・団体 を設立する	私的利用は著作権法30条で定まるものとせず、権利者が 私的利用の範囲を設定 できることとする 私的利用についても権利者が可能な利用範囲を定め、ユーザがこれを選定することによって競争原理を働かせる	配信サービスと DRMを事業化するための登録制度・管理事業 とする	登録コンテンツを保護するための 特別な組織(知財SEC) を作る 登録の促進につなげる	紛争解決のために、関係者によって使いやすい 裁定制度 を設ける	すでに審議会において検討済みである。相当の調査と使用料相当額のプール等を要件とする 制限規定の導入 が予定される	新法によることになるから著作権法上権利処理促進の規定を 検討する要はない
放送事業者等が事業として二次的利用を行うことになる 民間の自主的事業 として運営する	私的利用について格別の 対応 をしない	放送事業者等は、ネット権を行使して自ら又は第三者に許諾をして配信・DRMの事業を行うことになる。 ネット法上この事業の規定を設けることはない	放送事業者等が ネット権 を行使して違法を排除する	ネット権者・報酬請求権者(著作権法上の著作者、著作権隣接権者)間に 正当な配分額 について疑義が生じる この場合にネット法内に解決制度が求められるのではないかと	上と同じ	新法によることになるから著作権法上権利処理促進の規定を 検討する要はない
放送事業者の 民間の自主的事業 として行うことが基本ベースである コンテンツの分野別に 管理事業者 による管理事業が考えられる	管理の対象は 私的利用に及ばない 利用の許諾を受けた配信サービスを行う者が私的利用の範囲を設定することになる	放送事業者は、著作権法上の利用(放送後の二次的利用)を管理する者であるから配信・DRMの事業は自ら又は第三者に許諾をして行う 利用の一形態 である	放送事業者が 著作権等の権利 を行使して権利保護活動をする 管理事業者による排除活動を行うことが考えられる	モデル契約によっては定まらない権利に関する紛争、 配分額の紛争 が生じる 著作権紛争解決あっせん制度の改正 (仲裁・裁定制度化)を要するか 著作権等管理事業者が設定するADRも検討を要する	上と同じ	モデル契約・ガイドライン公表によって、格別の意思を表示しない者の 契約関係の推定 などを検討する可能性がある

(注1) 小塚荘一郎他「デジタル・コンテンツの保護流通について」知財フォーラム Vol. 65、2頁、Vol. 67、2頁、Vol. 68、10頁(2006)。小塚荘一郎「著作権法離れ 新制度作れ」日本経済新聞(2007年1月31日)。財団法人知的財産研究所編「デジタル・コンテンツ法のパラダイム」(2008年 雄松堂出版)

(注2) デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム「ネット法の構想」(2008年3月) <http://www.digitalcontent-forum.com/> 同補足説明(2008年7月)

(注3) ネットワーク流通と著作権制度協議会に提示した松田の私見。この決定の起訴モデル契約構想試案：<http://www.mhmjapan.com/home/publications/intellectualProperty/12/mhm00008650.html> これは、日本経団連映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会放送番組における映像実演の検討WGに提出した試案である。放送コンテンツに限り著作権等管理事業者による集中管理を信託により形成し、モデル契約によって権利処理を行い、その後の二次的利用を同事業者の許諾によって行うことを想定したもので、限定的なスキームを構定したものである。

(注4) ネット法構想によると収益の公正な配分を行う能力を有する者として映画につき映画製作者、放送につき放送事業者、音楽につきレコード製作者がこれにあたるものとして、これらをネット権者としている。これは重量的権利が付されているコンテンツの権利者又は一時的利用者ということになる。3者を本表において「放送事業者等」という。

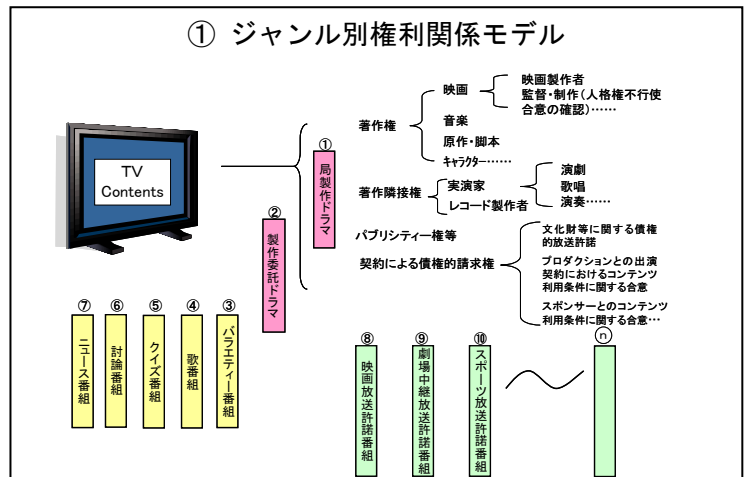
(注5) ここでは、重量的な権利の処理を関連権利者団体が保有する複数のデータベースを結合することによって行うシステムの意味である。

(注6) 相澤英孝他2名「デジタル・コンテンツの流通促進のための法制度の整備と国際条約上の規律—ネット法(仮称)と国際条約との関係を中心に」L&T NO.41、45頁(2008)

14 一般的権利制限規定	15 著作者人格権	16 国際条約
<p>権利制限規定の末尾に、「その他デジタル・コンテンツの使用方法であって権利者の利益を不当に害するとは認められないもの」といった包括条項を置く</p>	<p>検討の対処とするのであろう</p>	<p>条約は著作物に関するルールを隅々まで定めているわけではないから条約で義務づけられた内容を外枠として新法を作ることができる</p>
<p>インターネット上の利用について利用目的・コンテンツの性格等に鑑みその利用が公正であるといえる場合には「フェアユース」規定を導入してこれによって利用できることとする</p>	<p>フェア・ユースの規定化により、著作者人格権を盾にとった不合理な権利侵害主張等に対して、適切に対応することが可能となる（フェア・ユース規定は著作権の制限規定ではないのか） 著作者人格権に関する考察が必要である</p>	<p>条約の解釈のあり方は「結果の義務」によるので方法は各国に委ねられている スリーステップテスト（例 ベルヌ条約9条(2)）について ①ネット流通は「一定の特別な場合」に該当する ②現状が「通常の利用」の状況にないから、ネット法は著作物等の「通常の利用」を阻害しない ③ネット法は、著作権者等に利益をもたらすから正当な利益を「不当に害しない」 (注6)</p>
<p>一般的権利制限規定の導入問題は、コンテンツのネット流通に限った問題ではない アナログ的利用を含め同規定の導入の可否を論ずべきである</p>	<p>公表権は検討の要なし 氏名表示権は変更を要しない（ネット上であっても氏名を削除すべきでない） 同一性保持権、現行法 20 条 2 項 4 号が機能させる。但し同号の要件を「やむを得ない」から「正当な」に改正することの検討をする</p>	<p>著作権法をベースに契約による方法は、国際条約の検討を要しない。 （上記ネット法の見解につき、①ネット流通は「特別な場合」とはいえない、②「通常の利用」の解釈は通常ではない、③配分等のみならず許諾権を報酬請求権化すること自体「不当に害する」のではないか）</p>

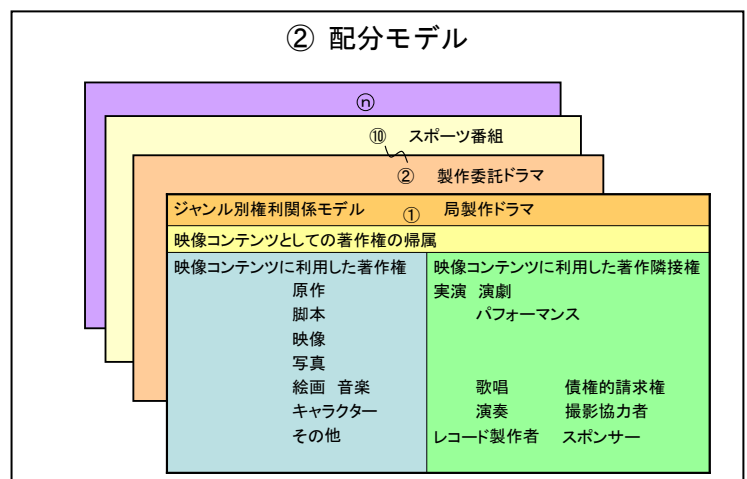
ガイドライン方式と契約モデルによる放送コンテンツ流通促進に関する法律構成 構成とステップ

① 放送番組をジャンルによって分けて、それぞれにかかわる重疊的な権利関係（著作権・著作隣接権、パブリシティー権、契約による債権的請求権等、以下これらの権利を有する者を「関係権利者」という。これ以外の権利について処理の可能性について検討を要する）を整理し典型的なケースを想定しジャンル別権利関係モデルを作る。

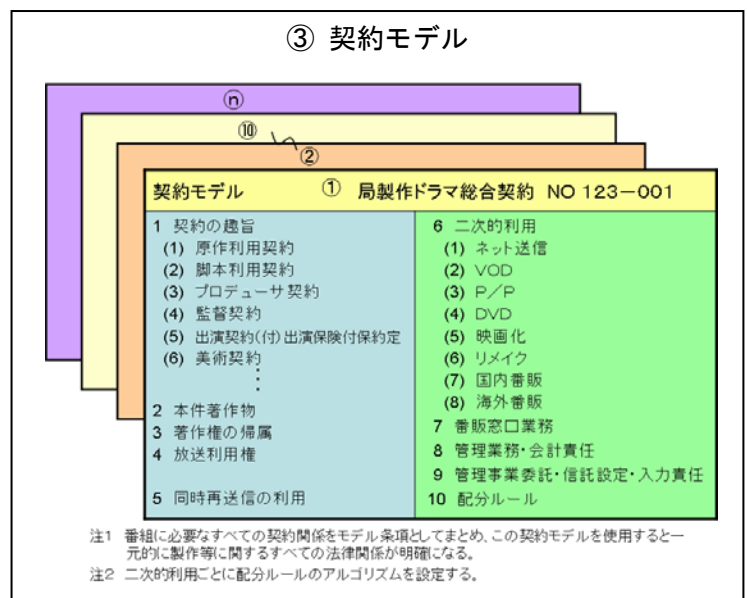


② ジャンル別権利関係モデルに合わせて、関係権利者に配分するモデルを関係団体間において協議する。

これが最大に難しい問題であることは間違いないので、各ジャンルごとに複数の配分モデルを作っておく。配分モデルには、団体間配分と権利者配分の両者が考えられる。

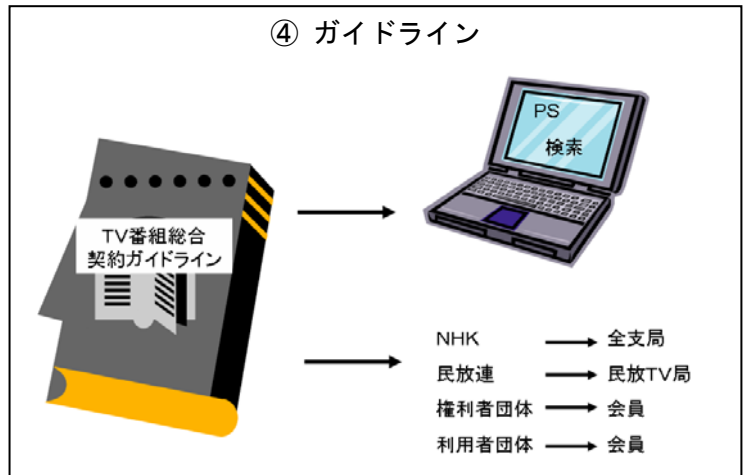


③ ①、②に合わせた番組に適用される契約モデルを作る。これは、番組ごとに締結される契約書とは別であって、モデルケースにあてはめるならばその契約関係はどのようになるべきかというあるべき契約関係（契約書雛形 50種類くらいになるだろう。）というようなものである。これらは、後記⑤データ入力フォーマットとリンクしており、コンピュータシステム上に公表され契約関係を明示する。雛形に沿う契約関係が確認されれば、契約書の作成は不要になる。



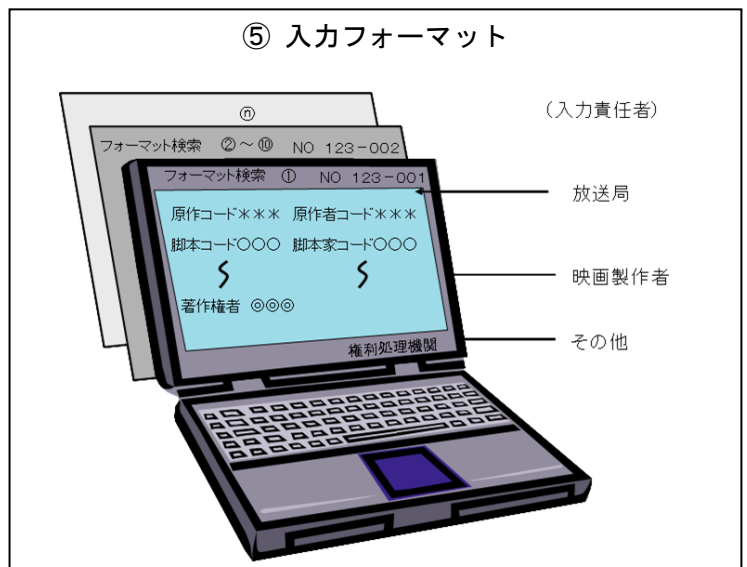
④ ①～③を関係団体が協議した結果をガイドラインとして公表する。後述の⑤～⑪の手順等もガイドラインとして公表する。

ガイドラインには、ジャンル別配分モデルによる配分データが入力されていることを公表する。

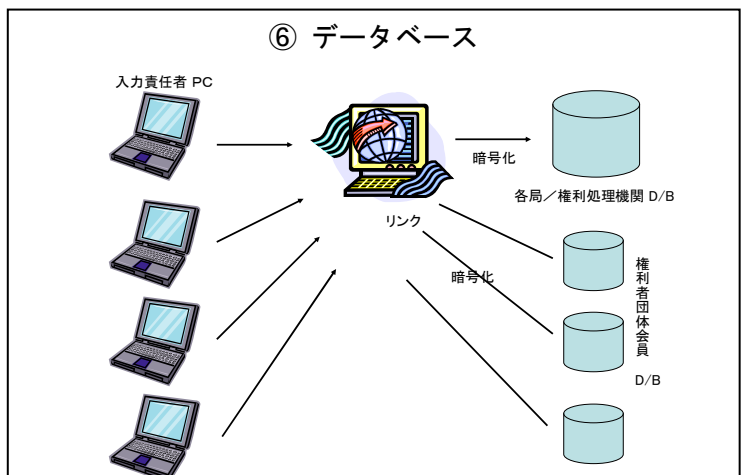


⑤ 権利処理を各局単位で行うことが基本的スキームであるが、権利処理を受託する機関（以下「権利処理機関」という。）によることも想定される。たとえば民放の番組を集中的に権利処理する共同機関である。

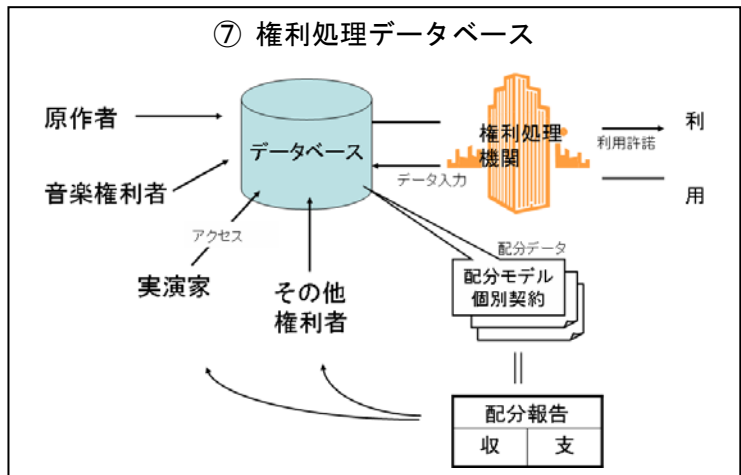
①～④によって作られたガイドラインに合わせたデータ入力フォーマット（雛形に対応して50パターンくらいになる。）を作成し、番組ごとに、ジャンル別配分モデルの内、最も近いものを利用してデータを入力していく。



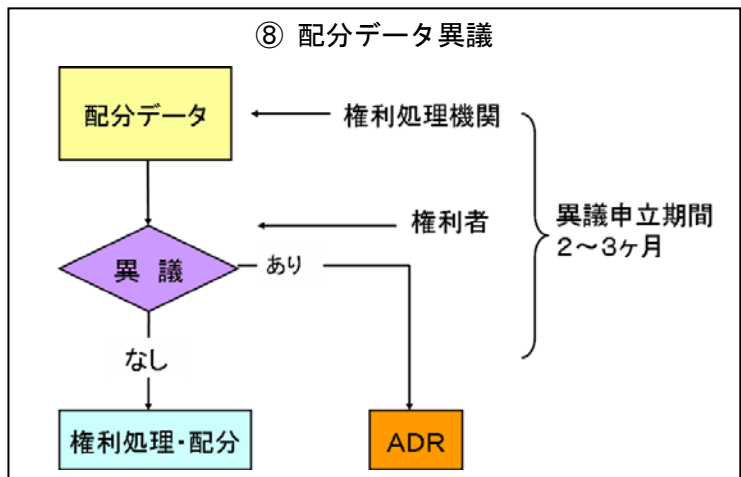
⑥ ⑤の前提として、原作者、脚本家、作詞・作曲家、実演家、制作・監督・演出家、映画製作者について、それぞれの団体が会員等（権利者）データベースを作り、これにリンクして入力することができるようにする。このことによって各団体の捕捉率を上げる。



⑦ 権利処理データベースを構築して、⑤によって入力された権利者と配分データ（「データ入力フォーマット」と同じ形式の出力になる）に関係権利者と関係団体がアクセスできるようにする。勿論、モデルと異なる個別的な配分合意がある場合にはこれを入力して公表する。データベースへのアクセスだけでなく関係権利者に権利者と配分データを送信する方法も考えられる。

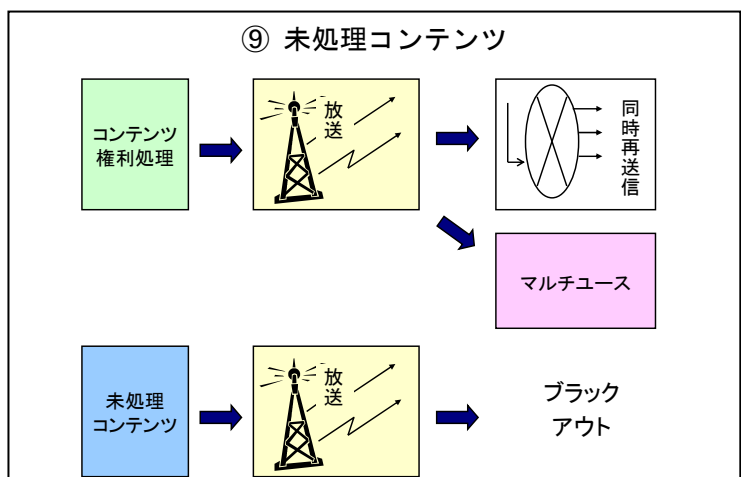


⑧ 関係権利者は、⑦の権利者と配分データに関し、一定期間（番組放送後2～3ヶ月位）の異議申出期間に、異議を申し出ることができるものとする。

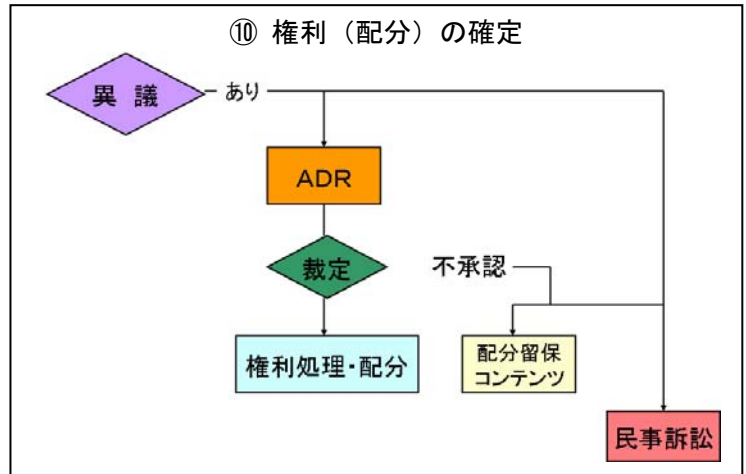


⑨ ⑦までを原則として放送前に行うこととし、放送番組の同時再送信もこのデータベースの情報によって行う。権利処理ができないコンテンツ（未処理コンテンツ。たとえば、放送に限定したスポーツ中継番組など）については、ブラックアウトにする他はない。

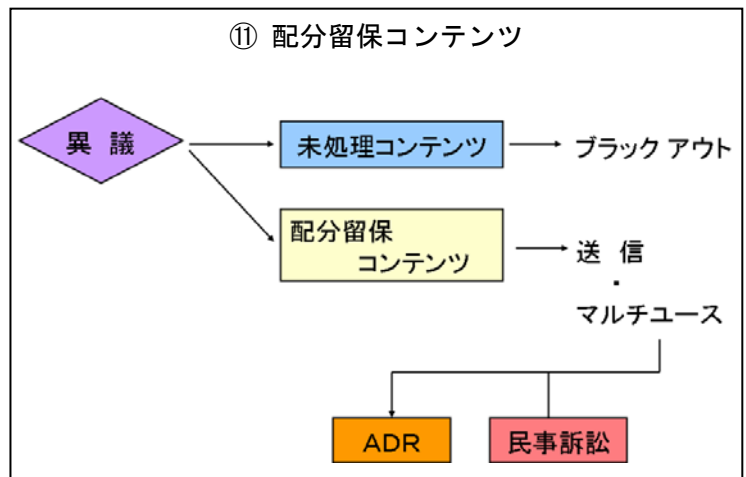
同時再送信の送信者による権利処理（5団体協定）は、依然機能するものの配分モデルによる処理の統計によって一括処理金額は減じることとなる。



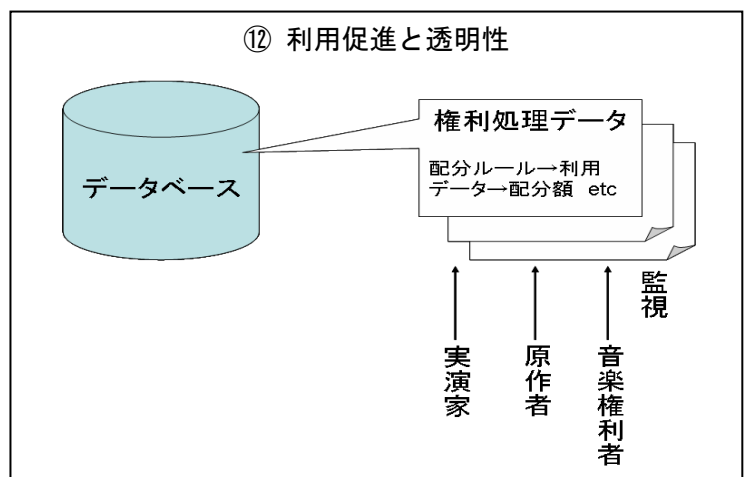
⑩ ⑧において異議が出た場合、権利処理機関が修正をする。この修正には、関係者が協議を要する場合があります、協議が調わない場合におけるADR（裁判外紛争解決機関、関係団体から選ばれた委員によって構成される配分の判定機関とする。）を設置しておく。判定は確定効を有せず、協議を調えるための裁定案という性質にする。最終的に協議が調わない場合には、権利者がその権利を裁判制度によって行使することを担保する。



⑪ 配分ルールが定まらず裁判によるなどの場合には、二次的利用はできないコンテンツとして処理するか（⑨の未処理コンテンツ、たとえば異時送信、海外番販などの対象外となる。）、配分だけを留保するコンテンツ（配分留保コンテンツとしてADR又は裁判によって解決した段階で配分を実行する。）とする。



⑫ 権利処理データベースには、関係権利者がいつでもアクセスできるようになっているから、二次的利用による収支を同一システム上で処理し、配分の前提となる収支データを公表する。これに関するデータを関係者全員が監視ができるようにする。以上により利用の促進と透明性を担保する。



⑬ 権利関係の明確性と収支の透明性の確保によってコンテンツを国内同時・異時市場に供給しうるとともに、海外市場にも供給しうることになるので、放送局、権利処理機関は新市場を拡大して関係権利者への配分を最大にする（グローバル戦略）。

